

# 一時保育のご案内

保護者が仕事や病気などで一時的に保育できないときや、育児疲れを解消したいときなどにお子さんをお預かりします。

## ● 利用対象者の条件

- ◆ 刈谷市に住民登録があって、実際に刈谷市に住んでいること
- ◆ 生後6か月を迎えた翌月から小学校就学前のお子さんであること
- ◆ 1日4時間以上の保育が必要と認められること
- ◆ 普段、お子さんを保育している保護者が下記の利用基準のいずれかに該当すること

## ● 利用基準および利用可能日数

利用理由		1ヶ月の利用可能日数および基準
緊急を要するための利用 ※保護者のいずれも 保育不可の場合に限る。	保護者の出産	14日以内 ※産前・産後8週間の期間内
	保護者の事故・傷病等	14日以内 ※原則14日以内の利用で利用理由が解消する場合
	保護者が児童等を看護（入院の付添い等）	
就労に伴う利用	保護者の就労等	14日以内 ※必要に応じて就労証明書の提出を求める場合があります。
私的理由による 利用	育児疲れの解消などリフレッシュのため	5日以内
	その他	

- ◆ 一時保育の利用枠を確保するため、以下の場合は原則一時保育を利用できません。
  - ・保育園等入園申込中の場合。ただし、育児休業中の保護者及び認可外保育施設の在園児については保育園等入園申込中の場合であっても申込可能※です。
    - ※（1）（入園希望月の末日まで）緊急を要するための利用：月14日以内（2）私的理由による利用（認可外保育施設在園児は育児疲れの解消などリフレッシュのためを除く）：月5日以内に限る。
  - ・私立幼稚園、しげはら園等の在園児で、私的（育児疲れの解消などリフレッシュのため）理由による利用。
  - ・公立幼稚園及び認可外保育施設の在園児で、就労に伴う利用及び私的（育児疲れの解消などリフレッシュのため）理由による利用。
- ◆ 1ヶ月の利用可能日数は、利用場所が2か所の場合や、利用理由が複数でも最大14日以内です。

## ● 利用場所および保育時間

出産、育児疲れの解消等の方には、基本の保育時間内での利用をご案内しております。その他の利用理由につきましては必要に応じて下記の時間まで延長することができます。

利用場所	所在地	連絡先	保育時間(基本)	保育時間(延長)
おがきえ保育園	小垣江町南堀24番地	0566-63-5500	8:30~16:00	7:00~19:00
あおば保育園	神明町3丁目501番地	0566-22-1235		

※お休みは年末年始（12月29日～1月3日）のみで、土・日・祝日もご利用いただけます。ただし、園の行事がある日は利用できない場合があります。

## ● 申込方法

子ども課窓口で、各申請期間内の市役所が開庁している日・時間内に申請書を提出してください。電話での申込みは受付していません。

区分	申請期間	対象利用理由	枠数
抽選による申込み	就労枠 3か月前の 月初日～10日	就労に伴う利用（保育園入園申込みをしている方は除く） ※申請時に就労証明書（子ども課で配布または市HPからダウンロード可） の提出が必要です。（年1回）	おがきえ5枠/日 あおば4枠/日
	一般枠 2か月前の 月初日～10日	育児疲れなどの解消など上記利用基準のいずれかに該当 ※就労枠抽選及び緊急枠の先着順で予約が取れなかった人も申込可能	就労枠抽選後の 残り分
先着順による申込み 空き枠に対する	緊急枠 2か月前の 月初日～利用日の 2日前	保護者の出産や看護など、緊急を要するための利用	おがきえ2枠/日 あおば2枠/日
	一般枠 1か月前の 月初日～利用日の 2日前	育児疲れなどの解消など上記利用基準のいずれかに該当	一般枠抽選後の 残り分

※利用理由によっては抽選による申込みができない場合があります。

※抽選日は毎月11日（土日祝日の場合は翌営業日）です。結果は毎月20日ごろに郵送でお知らせします。

※抽選後の空き状況は市HPで確認できますが、最新の空き状況は子ども課までお問い合わせください。

## ● 保育料等

区分	3歳未満児（※）	3歳以上児（※）
保育料（月額）	2,000円	1,000円
支払方法・支払期限	納付書を利用翌月10日以降に送付しますので、25日までに支払ってください	
支払場所	刈谷市内に本支店のある金融機関（郵便局、コンビニ除く）	
その他	未納がある方は、ご利用をお断りしています	

※当該年度の4月1日時点の年齢になります。

### 【利用する際の注意事項】

#### ○ オリエンテーション（所要時間：30分程度）

初回の利用の前に持ち物等のご案内をしますので、利用初日2週間前から2日前までの間に、利用場所でお子さんと一緒にオリエンテーションを受けてください。（利用場所ごとに初回の利用前に必要です。また、最後のご利用日から3か月以上期間が空いている場合は、再度オリエンテーションを受けていただく必要があります。）

なお、申込後に直接利用場所へ事前に連絡し、日時を調整のうえお出かけください。オリエンテーションでお子さんの様子を拝見し、場合によっては利用をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

#### ○ 利用の中止や変更

「体調不良」や「やむを得ない事情」により利用の中止や時間を変更する場合は、手続きが必要になりますので、早めに子ども課へご連絡ください。電話でも受付しております。

また、当日の利用中止は利用時間より前に（午前9時以降からのご利用の方も、午前9時までに）子ども課にご連絡ください。それ以降のご連絡は利用済とみなし、有料となりますのでお気をつけください。

※当日の利用中止が土日祝日や、平日で開始時間が8時半より前の時は、利用園へご連絡ください。

※当日の時間延長は基本的にお受けしておりません。やむを得ない事情がある場合は、一度子ども課へご連絡ください。

#### ○ 食事

基本的に保育園の給食になります。アレルギーがある方やミルク、離乳食の方は弁当等をお持ちいただくことがありますのでオリエンテーション時にご確認ください。



#### ○ 保育できない場合

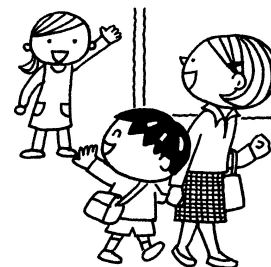
朝、家を出る前にお子さんの健康を確認してください。発熱、腹痛、けがなどお子さんの体の調子が悪くなったとき、伝染性のある病気（はしか・水ぼうそう・おたふくかぜ・風しん・インフルエンザなど）にかかったとき、投薬が必要な場合は、お預かりすることができません。治癒して間もないご利用の場合は利用場所へ医師の証明書を提出していただくことがあります。

なお、保育中に体の調子が悪くなったら、ご連絡しますのでお迎えに来てください。

また、**暴風警報**や災害発生への対応として**避難情報が発令**され、自宅から園までの経路の区域が警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始の発令）となった場合も、速やかにお迎えに来てください。

#### ○ その他

- ・ 傷害保険の加入はありません。
- ・ 使用済の紙おむつは園で処理いたします。
- ・ 申請した日時を守って送り迎えをしてください。
- ・ 刈谷市内の保育園に在園しているお子さんは利用できませんのでご注意ください。
- ・ 保育の必要性の認定を受けている方は、保育料が無償となる場合がありますので、子ども課にご相談ください。



（連絡先 刈谷市役所 子ども課 TEL 0566-62-1014）